

## 平成14年3月4日(月曜日)第1回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
石川猛	水道事業所長補佐	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第1回定例会

平成14年3月4日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 議第 1号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 議第 2号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- ” 9 議第 3号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第4号)
- ” 10 議第 4号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 11 議第 5号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 12 議第 6号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 13 議第 7号 平成14年度寒河江市一般会計予算
- ” 14 議第 8号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 15 議第 9号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 16 議第 10号 平成14年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 17 議第 11号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 18 議第 12号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 19 議第 13号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 20 議第 14号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 21 議第 15号 平成14年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)予算
- ” 22 議第 16号 平成14年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 23 議第 17号 平成14年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 24 議第 18号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- ” 25 議第 19号 寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について
- ” 26 議第 20号 寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第 21号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- ” 28 議第 22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ” 29 議第 23号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ” 30 議第 24号 寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

- " 3 1 議第 2 5 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
  - " 3 2 議第 2 6 号 保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - " 3 3 議第 2 7 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
  - " 3 4 議第 2 8 号 寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正について
  - " 3 5 議第 2 9 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
  - " 3 6 議第 3 0 号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
  - " 3 7 議第 3 1 号 寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の一部変更について
  - " 3 8 議第 3 2 号 山形県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
  - " 3 9 議第 3 3 号 左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について
  - " 4 0 議第 3 4 号 寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更について
  - " 4 1 議第 3 5 号 土地の取得について
  - " 4 2 議第 3 6 号 字の区域及び名称の変更について
  - " 4 3 請願第 1 号 「食品衛生法」の改正と運用強化を求める請願
  - " 4 4 請願第 2 号 骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用を求める請願
  - " 4 5 請願第 3 号 労働行政の充実・強化について
  - " 4 6 請願第 4 号 B S E (狂牛病) についての安全、損害補償など万全な対策の実現を求める請願
  - " 4 7 請願第 5 号 雇用の危機突破を求める請願
  - " 4 8 請願第 6 号 安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する請願
  - " 4 9 施政方針説明
  - " 5 0 議案説明
  - " 5 1 質疑
  - " 5 2 予算特別委員会設置
  - " 5 3 委員会付託
- 散 会

平成14年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

平成14年3月第1回定例会

平成14年3月4日(月)開会

## 第1回定例会日程

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 4日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 5日(火)	休 会			
3月 6日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(金)	休 会			
3月 9日(土)	休 会			
3月10日(日)	休 会			
3月11日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月12日(火)	午前9時30分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文 教 経 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月13日(水)	午前9時30分	厚 生 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建 設 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月14日(木)	午前9時30分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文 教 経 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月15日(金)	午前9時30分	厚 生 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建 設 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月16日(土)	休 会			
3月17日(日)	休 会			
3月18日(月)	休 会			
3月19日(火)	休 会			
3月20日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場

3月21日(木)	休 会		
3月22日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・ 討論・採決、閉会 議 場

開 会

午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより平成 14 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2 月 27 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

## 会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 9 番伊藤忠男議員、18 番内藤 明議員を指名いたします。



## 会期決定

佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 3 月 22 日までの 19 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 19 日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

( 1 ) 定例監査結果等報告について

( 2 ) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 4、議第 1 号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 1 号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。

三泉財産区管理会財産区管理委員に欠員が生じたので、寒河江市財産区管理会条例第 7 条の規定により、補欠委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 1 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第 1 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 8、議第 2 号から日程第 48、請願第 6 号までの 41 案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

佐藤 清議長 日程第 49、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成 14 年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成 14 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私はこれまで、「情報に強いカラフルな寒河江」、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、市民参加の市政運営を基本として、市民と一体となった広範な、交流時代の結節点にふさわしい美しいまちづくりを進めてまいりました。

昨年、本市は、市民と一体となった花と緑・せせらぎのまちづくりが、緑化推進に大きな功績があったとして内閣総理大臣表彰を受賞しました。

さらに、世界各国の自治体が花と緑の都市づくりを競う国際コンペティション・ネイションズインブルーム 2001 に日本から唯一参加し、人口 1 万人から 5 万人の部門において、日本で初めて銀賞をいただきました。

これはフラワーロードやグラウンドワークによる公園づくりに代表されるように、これまでの市民、企業と一体となった市民総参加の取り組みが、国内のみならず国際舞台においても評価されたものであり、全国の小都市にも大きなインパクトを与えたものと考えております。

これを励みに、本市の原風景を大切にした美しく気品のあるまちづくりを、より一層進めてまいりたいと考えております。

さて、現在、国において、日本経済の再生を図るため、聖域なき構造改革に取り組んでおりますが、地方財政に係る制度の抜本的改革も構造改革の基本方針に盛り込まれており、これからの地方行政は自助と自立の精神のもと、今まで以上に知恵と工夫による個性ある地域づくりが求められてきます。

加えて、地域経済の活性化、少子高齢社会への対応、高度情報化や環境問題への対応など、多くの課題を抱えており、市民生活に直結する行政主体である市町村が中心となって、住民参加のもと、活力ある豊かな地域づくりを進めていかなければならないと考えております。

本市におきましては、これまでも市民ニーズに対応した、きめ細かい施策を展開するとともに、将来を見据えた発展基盤の整備充実に努めてまいりましたが、今後もその方向性を誤ることなく、スピーディーさも重視して、課題解決に向け取り組んでまいります。

一方、地方財政を取り巻く状況は、ますます激しいものとなり、より効果的な行財政運営に取り組んでいかなければなりません。

本市では、昨年、行政改革の新たな実施計画を策定したところであり、より一層の改革を推進し、限られた財源を有効に活用し、21 世紀における本市の発展基盤を着実に整備してまいります。

また、市町村合併も全国的に取り上げられております。地方分権の推進が図られる中、地方自治体は、みずからの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことが求められ、戦略的な地域振興施策を推進する上で、市町村の行財政基盤の強化と効率化が不可欠であり、市町村合併により、その規模と能力を強化することが喫緊の課題とされております。

本市におきましても、市町村合併に強い関心を払っている中で、合併は市民の総意のもとに進めなければならないものと考え、今後いろいろな機会をとらえて情報を提供し、市民の自主的な盛り上がりと取り組みが図られるよう努めてまいります。



私は、平成 14 年度は、21 世紀の寒河江市にとって、自力充実と発展の創出に向けて大きく前進する年であると考えております。

特に、本年 6 月 15 日から 8 月 11 日までチェリークア・パークで開催される全国都市緑化やまがたフェアは、本市のみならず山形県をも全国にアピールする一大イベントであり、世界の中の寒河江と位置づけを示す絶好の機会でもあります。

そこで、緑化フェアを本市の将来の発展に向けた大きな戦略ととらえ、市民と一体となって全国に寒河江市のすばらしさを発信してまいります。

そのため、市内のあらゆる団体の御協力と連携により、市民総参加による取り組みで、来場者の心に残るものとするべく、万全の対策を講じてまいります。

また、緑化フェア開催期間中の交通輸送体制につきましても万全を期すため、高速道路から会場にアクセスする臨時ゲート設置を強く要望してまいります。

駅前中心市街地整備事業につきましては、本市の 21 世紀の顔となる新しい駅舎、自由通路が完成し、市民に落ちついた調和の美を見せております。

また、新姥石踏切の開通により、中心市街地の南北一体化が図られ、市街地周辺、さらには周辺市町との連携にも大きな役割を果たすものとなっております。

本年度も引き続き整備を進め、ＪＲ左沢線沿線全体の活性化を図る拠点としていきたいと考えております。

このほか、皿沼地内の最上川河川敷に計画している（仮称）最上川緑地公園整備や木の下土地区画整理事業の組合設立を図るなど、市民が 21 世紀の発展の胎動、息吹を実感できるよう、発展基盤整備を着実に進めてまいります。

21 世紀は、少子高齢化がより進展すると言われている中、生涯を通じて健康で生き生きと暮らせることが市民の共通する願いであり、活力ある健康・長寿社会の形成が求められております。

本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に、介護予防から生きがいづくり支援に至るまでの保健・医療・福祉サービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムによる健康・長寿を目指した諸施策を推進しているところでありますが、スタートして 3 年目を迎える介護保険制度のさらなる円滑な推進を図るとともに、県内他市に先駆けて策定した寒河江子どもプラン、寒河江市障害者福祉計画に基づいた取り組みの強化を図り、心と心が触れ合う高福祉社会の形成、ハートフルなまちづくりを推進していきます。

農業は、食料生産のみならず、国土保全や水資源の涵養、自然環境保全などの多面的機能を有しており、その美しい田園風景は、寒河江の原風景であり、貴重な財産であります。

本市におきましては、国、県の施策と連動しつつ、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しており、今後とも施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業の推進を中心に、農業が魅力あるものとなるよう、経営基盤の強化を図ってまいります。

さらに、耕作放棄の未然防止を図り、美しい田園風景を守るため、農業振興公社の設立に向けた取り組みを支援するとともに、農業用使用済プラスチックのリサイクルを推進するなど、環境に配慮した農業の推進にも取り組んでまいります。

国におきましては、昨年、e-Japan 戦略を掲げ、世界最先端の IT 国家になることを目指しております。情報通信技術の活用は、行政事務の簡素化や効率化による住民サービスの向上が期待され、また住民が時間的、地理的な制約がなく種々のサービスを受けることが可能になります。

本市におきましても、学校教育における情報教育をさらに推進するとともに、本市の市民の情報活用能力の向上を図ってまいります。

また、住民基本台帳ネットワークシステムの整備に取り組むとともに、市役所の開庁時間内に来られない方などのため、住民票の写しの交付等の窓口業務の時間延長を実施し、住民サービスの向上に努めてまいります。

諸般の事業を具現化するための平成 14 年度予算について申し上げます。

昨年初めには、回復基調にあった景気が再び低迷し、失業率が 5 % を超え、長引く株価の低迷、個人消費の停滞、同時多発テロ事件等の影響によるアメリカ経済の後退などにより、我が国の経済は先行きの予断を許さない厳しい状況にあります。

こうした経済状況の中で、本年度の地方財政対策は、国の歳出見直しと歩調を合わせつつ、給与関係費の抑制や、地方単独事業費の削減を通じて、歳出規模の抑制に努め、歳入面におきましても、地方交付税における段階補正、事業費補正の見直しを行って、地方交付税総額の削減を図るなど、本市の財政にも大きな影響を及ぼす内容となっております。

予算の編成に当たっては、このような地方財政対策を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、事務事業の見直しと経常経費の削減に努める一方で、投資的事業につきましては、緊急度や事業効果を考慮し、財源につきましても国庫補助制度や財政調整基金の活用を図りながら、事業の選択を行ったところであります。

また、雇用対策や情報化推進などの新規課題に対応するとともに、市民生活関連事業や少子高齢化対策などの福祉関連事業にも配慮した予算といたしました。

この結果、平成 14 年度の当初予算は、一般会計において 147 億 4,000 万円で、対前年比 0.7% の減となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は 331 億 5,891 万 2,000 円で、対前年比 5.1% の減となるものであります。

続きまして、施策の大要について、第 4 次振興計画の施策の大綱ごとに申し上げます。

最初に、多種多様な交流拠点づくりについて申し上げます。

昨年、東北横断自動車道酒田線が全線開通し、東北中央自動車道につきましても、山形上山インターチェンジから東根インターチェンジまでが今秋供用される予定となっており、本市の産業振興、経済、文化の交流にとってますます大きな恩恵をもたらすものと期待しているところであります。

このような高速交通網の恩恵を十分活用し、活力ある交流拠点づくりを進めるためには、魅力ある都市基盤整備や、安全で快適な幹線道路網の整備が不可欠なものであり、本年度も重点的に取り組んでまいります。

主要幹線道としての国・県道の整備につきましては、国道 112 号寒河江市バイパス長崎大橋から県道寒河江村山線までの全線 4 車線化が図られるよう努力するとともに、国道 458 号最上橋かけかえの事業促進と幸生肘折間の事業化が図られるよう努めてまいります。

また、都市計画道路柴橋日田線の J R 跨線橋工事などの早期完成に向け整備促進を図るとともに、同路線の本町八幡町地内につきましても事業化に向け取り組んでまいります。

本市の最重要プロジェクト事業として推進している駅前中心市街地整備事業につきましては、本年度はみこし公園、みこし展示施設と合築する駅前広場駐輪場の新設工事を行うとともに、沼川新橋のかけかえ工事の迂回路となる都市計画道路本町駅前線の築造工事を行ってまいります。

同時に、駅前拠点駐車場整備や本町駐車場整備に取り組み、21 世紀における本市の顔として、にぎわいと魅力があり、そして歩いて楽しい中心市街地の形成を目指してまいります。

また、街なみ景観に配慮した建物の建築につきましては、地区計画とまちづくりガイドラインに適合した魅力ある店舗が集積されてきており、今後とも地元関係者と一体となって、魅力ある美しいまちづくりを進めてまいります。

良質な居住空間の供給など定住環境の整備も市勢発展には不可欠であり、土地開発公社を活用し、白岩金谷地区と横道地区に宅地造成を進めてまいります。

また、寒河江下釜・西根木の下地内の土地区画整理事業につきましては、昨年、施行想定区域約 17 ヘクタールとした基本計画書を作成し、地権者代表による世話人会も発足したところであり、本年度は事業計画書を作成するとともに、事業主体は名称も木の下土地区画整理組合としてその設立の準備を進めてまいります。

市道の整備につきましては、これまで国・県道の整備とともに、快適な幹線道路網の形成に向け積極的に取り組んでまいりましたが、本年度市街地西部地域の幹線道路となる都市計画道路山西鶴田線について、継続的に整備促進を図るとともに、寒河江高校前の融雪道路整備や白岩金谷団地へのアクセス道路となる中町バイパス線の整備を進め、また工業団地柴橋線や三泉堤防線につきましても、早期完成を目指し整備促進を図ってまいります。

さらに、市民生活に密接にかかわる道路網の改良整備や側溝、舗装、交通安全施設等の整備につきましても、緊急度を勘案しながら整備してまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備についてであります。昨年、市民、企業、行政が一体になった花のまちづくりが国際的にも高い評価を受けたところであり、本年度もフラワーロードをより充実するほか、市街地の主要道路やロータリー、公園、広場等への花の植栽を行い、公共空間と市街地の環境美化に努め、市民とともに「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を推進し、美しい潤いのあるまちづくりに努めてまいります。

また、二ノ堰第2地区地域用水環境整備事業による遊歩道等の整備や、ふるさとの川整備事業による沼川の整備を促進するほか、やすらぎの川整備事業による寒河江川橋周辺の親水空間整備を要望していくなど、美しいせせらぎ空間づくりを進めてまいります。

さて、本年度は、全国都市緑化やまがたフェアの開催の年であります。全国都市緑化やまがたフェアは、日本一さくらんぼの里、花と緑のまち寒河江を全国にアピールする絶好の機会であります。

寒河江会場の特色は、何と云っても 360 度の雄大なパノラマが広がる自然景観、最上川、さくらんぼ、温泉、郷土料理、そしておもてなしであります。

寒河江らしさ、山形らしさを十二分に感じていただけるものとなるよう、これまで寒河江市推進委員会、推進本部を設置し、準備を進めてきたところではありますが、市民総参加による取り組みで、来場者の心に残るフェアとなるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

既に、各種団体等から、花壇設置や催事の申込みをいただいておりますが、会場運営面や植物の維持管理、清掃面での奉仕作業とともに、ぜひ市民の皆様からも何度となく会場に足を運んでいただき、御協力を賜りたいと考えております。

さらに、さくらんぼと花、緑をアピールするため、経済団体、生産者、直売店と協議を重ねていくとともに、市独自の関連イベント開催や、最上川の利活用、温泉旅館、市内飲食店、商業施設との連携を図り、慈恩寺などの名所・旧跡の観光地案内等にも力を注ぎ、緑化フェア効果を市内全域に発生させてまいりたいと考えております。

そして、緑化フェアの開催で培った市民エネルギーを本市のさらなる発展に結びつけてまいりたいと考えております。

公園の整備についてではありますが、寒河江公園にアクセスする道路について、本市のランドマークである長岡山の松林の景観を損なわないことを最重点に、県道寒河江西川線六供町地内からを入り口として、市営野球場周囲の道路に接続するルートを選定し、その測量と物件調査を実施してまいります。

また、(仮称)最上川緑地公園につきましては、皿沼地内の最上川河川敷に、面積約 25 ヘクタールを整備計画しているところであります。

その整備方針としては、最上川を活用した水辺と人との触れ合いの場となる憩いの空間、人と水辺の生き物と触れ合える場、地域スポーツレクリエーション活動の場、彩り豊かな、人に優しい河川空間づくりをコンセプトとして、カヌー基地ともなる多目的水面広場や、グラウンド、芝生広場など、市民が多目的に集える緑地公園として整備していきたいと考えております。

本年度は、実施計画を策定し、一部工事にも着手していきたいと計画しているところであります。

第2に、情報に強い魅力ある産業の創造について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

農業をめぐる情勢は、ネギなど3品目のセーフガード発動に象徴される輸入農産物の急増問題や、BSE問題、長引く景気低迷と農産物価格の下落など、大変厳しいものとなっております。

このような中、本市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業の推進を中心に、地域特性に立脚した実益の上がる農業施策を展開しているところであります。

本年度も各種補助事業等を活用しながら、積極的に園芸作物の施設化を進め、農業経営基盤の強化を図ってまいります。

中でも、本市農業において重要な位置を占めるさくらんぼにつきましては、3カ年計画で雨よけハウスの整備を推進しているさくらんぼ生産振興事業の最終年度を迎え、より拡充して取り組んでまいります。

また、施設園芸担い手農業者育成支援事業や、園芸農業拡大推進事業、果樹園芸作物生産振興事業に取り組み、施設化の推進と、果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による安定した農業経営の確立を図ってまいります。

近年、農業従事者の高齢化や、農業後継者不足などにより、地域農業の維持が危惧されております。このため、地域の話し合いのもと、認定農業者等の担い手を中心とした地域農業の維持発展を図るため、地域の实情に合った農業生産のシステムづくりを支援してまいります。

また、農地の流動化や作業の受委託等を推進するための農業振興公社設立に向けた取り組みを支援してまいります。

米につきましては、水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱に基づき、安定した水田農業経営の確立を目指し、需要に応じた米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産に向けて、生産者団体と一体となって取り組んでいるところであります。

生産調整の推進に当たりましては、生産者に理解を求めながら、生産者みずからの取り組みとして、円滑かつ確実に実施されるよう、これまで同様、地域とも補償事業を支援してまいります。

また、これまでも転作田を活用した景観形成作物の作付により、潤いと安らぎの空間を創出してまいりましたが、本年度は緑化フェアの開催期間に合わせて、会場対岸の平塩地区と寒河江インター周辺の2カ所の転作田に花を植栽し、全国から訪れるお客様を温かくお迎えしてまいりたいと考えております。

さらに、農業生産条件が不利な中山間地域における耕作放棄の発生を防止し、農業の多面的機能を維持確保するため、中山間地域等直接支払交付金交付事業を活用し、将来を見据えた集落営農活動を支援するとともに、酪農ヘルパー利用円滑化推進事業を活用した畜産の振興、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業を初め、鹿島石持地区及び日田中向地区畑地帯総合整備事業への取り組みや、寒河江中央地区農免農道整備事業など、各種の土地基盤整備事業の促進を図り、本市農業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

我が国経済は、IT関連企業の世界的不況の中、長引く株価の低迷、個人消費の停滞などにより、景気低迷が深刻化しております。また、企業業績の低迷に伴い、雇用情勢は一段と不透明感を増しております。

こうした状況を受けて、本市では市中小企業振興資金融資制度による融資や、制度資金に対する保証料補給を活用し、企業の経営安定化と経営基盤の充実を図るとともに、雇用対策本部の設置、緊急地域雇用創出特別基金事業の活用による雇用創出など、雇用対策にも取り組んでまいりました。

本年度も、雇用対策本部を中心に、雇用創出に努めるとともに、現下の最大懸案である景気回復のための中企業に対する金融対策などに取り組むほか、市中小企業振興資金融資制度の運用による金融円滑化事業、企業経営研修や経営診断事業、技術交流プラザを拠点とした中企業人材育成事業などに積極的に取り組んでま

います。

本市の商業につきましては、他市同様、中心市街地などの商店街の商業機能が相対的な低下を招いておりますが、中心市街地活性化の拠点施設として整備したフローラ・SAGAEは、市民に愛され、にぎわいを見せており、昨年のオープン1周年記念事業に中心商店街も積極的に参加するなど、商店街の活性化に向けた広がりが見られております。

本年度は、本町駐車場の出入り口をカラー舗装やインターロッキング舗装の歩道、ポケットパークなどからなるアメニティ空間として新たに整備し、駐車場へのアクセスを容易にすることで来街者をふやし、フローラを含めた中心商店街の活性化を図ってまいります。

また、新姥石踏切の開通による市街地の南北一体化が実現し、中心市街地活性化の基盤整備が図られたところであり、今後も駅前中心市街地整備事業や都市計画道路整備事業を積極的に推進し、商業発展の基盤となる社会資本の充実を図るとともに、中心市街地及び各商店街等の活性化事業を支援するほか、青年層経営者の活動の支援、経営者の研修など、商業機能の強化施策を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、経済情勢が低迷し、先の予想がつかないところではありますが、若者定住と雇用の場の確保を図り、活力あるまちづくりを目指すとともに、地域経済の活性化を図るため、県内外で積極的に優良企業誘致活動を進めてまいります。

緑化フェアは、観光物産の振興にとりましても絶好の機会であり、さくらんぼ観光を軸に、チェリーランドや、歴史と文化が薫る慈恩寺、寒河江温泉、多くの産品活用が進む周年観光農業などへの誘客を強く進めてまいります。

また、緑化フェアの開催を契機として、近隣市町と連携を図りながら、観光施設などを結ぶルート化に努め、周遊性を高めながら誘客を進めてまいります。

さらに、最上川舟運がもたらした享保雛などを活用した雛まつりや、新しくなった寒河江駅舎を基地にJRなどとともに進める「小さな旅」における二ノ堰や寒河江城址、例年好評を博しているトロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の活用など、市街地観光の積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、激化する地域間競争や観光客のニーズに対応してまいります。

また、まつりやイベントの実施は、市民意識の高揚や連帯感の醸成に大きな役割を果たすとともに、観光誘客、観光宣伝の上でも極めて有効であります。そこで、熱い盛り上がりを見せ、ことしで20周年を迎えるみこしの祭典や、最上川沿いの親水空間を利用した最上川フェスタ'02など、地域特性に根ざした多様なまつりやイベントを展開してまいります。

チェリークア・パーク事業は、滞在型観光拠点施設として、道路公団、県、民間活力と一体的に推進しており、寒河江サービスエリアは、山形自動車道唯一のサービスエリアとして順調に利用者がふえております。

最上川ふるさと総合公園は、管理施設のセンターハウスが完成し、緑化フェアの主会場として着々と公園整備が進められている状況です。

民活エリアにおきましても、さがえ西村山農協のさくらんぼ友遊館に続き、3月に温泉宿泊施設のホテル・シンフォニー・アネックスがオープンいたします。

今後とも、民活エリア全体の営業開始に向けて、事業者の誘致等を行うとともに、最上川沿いの散策路として整備した親水空間水辺プラザの利活用を進めてまいります。

チェリーランドは、県内外から多数の観光客が訪れ、体験型観光の拠点として定着しております。

本年度は、緑化フェアの開催により、観光客の大幅な増加が見込まれますので、これを機会に、さくらんぼ会館の展示物リニューアルなど新たな魅力づけを行うなど機能強化に努め、全国に日本一さくらんぼの里さがえを発信してまいります。

第3に、やさしさあふれる高福祉社会の形成について申し上げます。

21世紀は少子高齢化がより進展すると言われておりますが、どんな時代であっても、すべての人々が生涯を通じて健康で暮らせることが市民の共通する願いであり、将来にわたり本市発展の活力を保持するためには、生き生きとした健康長寿社会をつくることが重要であります。

長寿社会の今日において、市民一人一人が健康的な生活習慣をみずから確立し、疾病を予防する一次予防への重点的な取り組みが重要であります。

このため、本年度において21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21の寒河江市計画を作成するとともに、健康づくりに対する意識の高揚と、健康的な生活習慣を定着させるため、健康教室の充実や健康運動実践指導者の増員を図るなど、市民の健康づくりに対する支援を強化してまいります。

本市では、疾病の早期発見、早期治療を図るため、一日人間ドックを初めとした健康診査を実施しており、年々検査内容の充実に努めてきたところであります。

本年度は、新たに宿泊ドックの中に頸動脈超音波検査を導入し、生活習慣病の予防対策をより強化してまいります。

また、フッ素塗布回数をふやすなど、乳幼児期の歯の健康づくりを進め、三種混合予防接種年齢の引き下げや、健診の充実を図り、乳幼児の健康づくりを支援するとともに、高齢者インフルエンザ予防接種の接種率を高め、赤ちゃんから高齢者までの健康づくりと疾病予防の一貫した取り組みを実施してまいります。

市立病院につきましては、地域住民の医療ニーズにこたえるため、昨年医療情報システムを導入し、効率的な業務処理体制の構築に努めました。

本年度は、生体情報モニター、回診用エックス線撮影装置などの最新式医療機器への更新を行うとともに、新たに超音波内視鏡システムを導入し、地域の中核病院として、より一層、医療水準の向上を図ってまいります。

また、訪問看護、訪問リハビリテーションを継続するとともに、医療相談の充実、市民向けの介護教室、糖尿病教室の開催を通じ、地域に根ざした医療活動を進めてまいります。

さらに、医療法の改正を受け、市立病院の今後の方向づけを行うために、病床利用計画を策定してまいります。

豊かで活力ある福祉社会の推進について申し上げます。

介護保険制度がスタートして3年目を迎えますが、4月には特別養護老人ホームいずみが30床増床され、また寒河江やすらぎの里の痴呆性老人グループホームも開所するなど、本市の介護サービス提供基盤はより充実することになります。

利用者がこれらのサービスを有効に活用し、安心して生活できるように制度の周知徹底を図るとともに、利用者に喜ばれる質の高い介護サービスが提供されるよう、事業者への支援・指導を強化してまいります。

さらに、関係機関との密接な連携のもと、介護保険制度との一体的な運用を図りながら、介護予防、生活支援事業に積極的に取り組み、高齢者の生きがいづくりや寝たきり予防など、在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。

また、今後の計画的な介護サービス提供基盤の整備推進と介護保険の円滑な運営、保険財政の安定を図るために、向こう5カ年の新たな老人保健福祉計画、介護保険事業計画を策定してまいります。

経済の低迷等により、雇用の不安が懸念される中、仕事と子育ての両立支援施策の充実が求められており、家庭や子育てに夢の持てる地域社会の創造を目指し、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めていかなければならないと考えております。

今後とも、子育て家庭の状況に応じた利用ができるような支援機能の充実を図る必要があり、本年度は市立保育所について全施設で延長保育を実施するとともに、保育所入所の円滑化対策を講じながら、保育児童の弾力的な受け入れや、障害児保育の充実に努めてまいります。

また、引き続き、地域の子供たちを対象とした保育所の地域開放や一次保育を実施して、子育て家庭を支援してまいります。

さらに、認可外保育施設児童育成支援事業の充実を図り、民間施設の保育基盤の強化と延長保育実施を支援してまいります。

放課後児童対策として実施している学童保育につきましては、新たに西根小学校区に本市で四つ目の学童保育所が誕生する予定であり、これらの開設に向けた取り組みを積極的に支援するとともに、完全学校週五日制への対応など、放課後児童対策の充実に努めてまいります。

障害のある方が、自主性、自立性を持ち、社会参加、社会活動へ積極的に参加できるように、障害者福祉施策の充実が求められており、移送サービスやホームヘルプサービス事業などの継続的な実施により、障害のある方の社会参加や在宅生活を支援してまいります。

また、心身に障害を有する就学前の児童を対象に、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を支援するとともに、障害児通園事業に取り組んでまいります。

第4に、心なごむ生活環境の形成について申し上げます。

グラウンドワークの推進について申し上げます。

本市におきましては、市民参加の美しい快適環境づくり基本計画に基づき、グラウンドワークを推進しており、今や日本におけるグラウンドワークの先進地の一つに数えられるまでになりました。

昨年は、高屋2-2町会と、曙町町の公園がほぼ完成し、また寒河江グラウンドワーク研究会が中心になって、沼川に水質浄化装置を設置するなど、市内の各所各分野でグラウンドワークの取り組みが行われております。

本年度におきましても、グラウンドワークの手法により、地域資源を掘り起こしながら、市民のまちづくりへの情熱を積極的に支援し、地域の活性化を推進してまいります。

花と緑、せせらぎのまちづくりにつきましては、引き続き公共空間と市街地の環境美化に努め、市民とともに「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」を推進すると同時に、「花・緑・せせらぎニュース」の発行や、美しい景観づくりの集いを実施するほか、緑化フェア開催期間中に、全国花のまちづくり大会を開催し、花と緑、せせらぎのまちづくりを全国に発信してまいります。

廃棄物処理対策につきましては、昨年、寒河江市ごみ処理基本計画を見直したところであり、本年度に新たな分別収集計画を策定し、より適正かつ効率的な分別収集を行うとともに、生ごみ処理機などの購入や集団資源回収を推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

さらに、合併処理浄化槽の普及推進及び主要排水路の堆積物を処理することにより、公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、騒音、悪臭等の近隣公害問題につきましても適切に対処してまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者を重点に、交通安全教育の強化と生涯を通じた交通安全教育の充実に努めるとともに、関係機関団体と密接な連携を図りながら、市民と一体となった交通事故の防止活動を展開してまいります。

特に、子供と高齢者の尊い人命を交通事故から守るために、幼児及び高齢者の交通安全教室、小学生による交通安全ジュニアサミットなどを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、水利確保のために消火栓及び耐震性防火水槽を計画的に整備し、小型動力ポンプ、普通積載車、消防ポンプ車の更新を進めるなど、消防力の充実に努めるとともに、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道につきましては、全市下水道化に向け、計画的に施設の整備を進めておりまして、本年度は六供町地内の汚水幹線管渠の整備と緑町、落衣、島、皿沼、日田などの面的整備を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業区域につきましては、平成9年度より事業に着手している三泉地区において、昨年5月から一部供用を開始したところではありますが、引き続き幹線管渠及び面的整備を進めてまいります。処理場につきましては、汚泥掻寄機械設備の更新を行い、今後の汚水処理に対応してまいります。

また、本年度中に下水道事業計画の変更認可申請を行い、計画的、効率的に下水道事業を推進してまいります。

水道は、市民の健康で豊かな生活や社会経済活動を営むために必要不可欠な社会基盤であり、常に安全で安定した水道水の供給が求められております。

本市におきましては、近年の人口増や下水道の普及拡大などにより、水需要が増大しており、これらに的確に対応するため、第4次拡張事業に取り組むことにいたしました。

今年度は、配水池の増設及び配水管網の整備拡充並びに電気計装設備の更新などに着手し、将来にわたり安全で良質な水道水の安定供給ができる水道システムを構築してまいります。

第5に、新しい世紀を切り拓く人づくりについて申し上げます。

本市では、教育目標を「心ひろく個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各関係機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、「感性豊かで、自ら学び、たくましく生きる児童生徒の育成」を学校教育の目標として掲げ、豊かな心と、みずから学び、みずから考える力、たくましい体を持つ児童生徒の育成を目指しております。

そのため、感性教育を初めとした心の教育や、国際理解教育、障害児教育の充実、コンピューターなどを活用した情報教育や、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進などを重点的に取り組んでまいります。

教育改革が進められる中、4月から、新学習指導要領と学校週5日制が完全実施されますが、教育活動全体を通じて、ゆとりの中で、生きる力を育むことを目指し、学校の自主性、自律性を確保するとともに、特色ある教育活動を展開し、個性を生かす教育の充実に努めてまいります。

さらに、完全学校週五日制への円滑な移行に向け、家庭、地域や関係機関との連携に努め、子供たちの健全育成を目指して、条件整備を進めてまいります。

学校施設整備につきましては、安全で快適な教育環境の整備を推進し、子供たちが楽しく学べる、ゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。

平成15年度の2学期から開校を予定している醍醐小学校改築事業について、本年度は実施設計を完成させ、改築移転用地を取得し、校舎、体育館の改築工事を平成14年度と15年度の2カ年継続で実施してまいります。

改築に当たっては、地域の歴史や文化を大切にし、景観を考慮した概観とし、21世紀の情報化に対応できる施設整備を進めるほか、バリアフリーで温かな木の素材を活かした子供に優しい環境づくりと、自然との触れ合いを通じた体験学習活動ができる環境づくりを進めるとともに、地域の生涯学習の拠点として利用できるよう、地域の風が行き交う学校づくりを目指してまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

現下の不透明な社会情勢の中、グローバルな視点での人材育成が求められ、生涯学習の重要性がより高まってきており、市民の学習ニーズにこたえながら、社会教育団体や公民館活動を支援してまいります。

中でも、生涯学習まちづくり出前講座と生涯学習支援事業は、地域や学校で大変好評をいただいております。これを柱として生涯学習によるまちづくりを推進してまいります。

市民が質の高いすぐれた芸術文化に触れることは、生活を豊かにし、新たな文化を創造する力を生み出すものとなります。



本年度は、コーラスグループ「サーカス」のコンサートやオペラ「魔笛」の公演を実施するほか、名刹慈恩寺における野外演奏会や子供の感性を豊かにする幼児演劇教室「アリーテ姫の冒険」などを実施し、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を提供してまいります。

また、芸術文化団体等への活動発表会場の提供や、市内の合唱団、吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽祭及び各団体が主催する鑑賞活動など、市民参加型の芸術文化の創造を支援してまいります。

平成 15 年に山形県で開催される第 18 回国民文化祭・やまがた 2003 では、本市において民俗芸能の祭典、郷土芸能と花のフェスティバルの開催が内定しており、現在、実行委員会及び専門部会で準備を進めておりますが、本年度は特にプレ国民文化祭を実施してまいります。

本市の歴史文化遺産につきましては、国指定重要文化財慈恩寺本堂の保存修理を支援し、また市内遺跡の確認調査を実施するなど、指定文化財の保護を図り、後世に伝えていくとともに、それらの遺産を市民の学習に活用してまいります。

さらに、寒河江市史下巻である明治時代以降の市史編纂を進めるとともに、市史に関する資料の調査を進め、保存活用に努めてまいります。

市立図書館は、気軽に利用できる図書館として多くの市民に親しまれ、生涯学習の拠点施設としてその機能を十分に発揮しております。

今日、子供の読書活動の推進が求められており、図書館子どもまつりなど、図書に親しむ機会づくりの充実を図り、子供のころから本に親しむ環境整備に努めてまいります。

また、一般利用者に対しては、さがえ図書館フェアの開催や、図書に親しんでもらうためのブックテーマコーナーを開設するなど、より日常生活に役立つ図書館づくりを目指してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

スポーツは、私たち人間の心と体の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会をつくる人類共通の文化であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむ意義は大きいものがあります。

市民一人一人が生涯の各時期にわたりスポーツ活動に親しめることは、自己の健康保持と体力増進が図られるだけでなく、豊かで活力に満ちた社会の形成につながるものであります。

国のスポーツ振興基本計画策定を受け、県のスポーツ振興基本計画が策定されることから、本市におきましても、総合型地域スポーツのクラブの育成を計画の中に位置づけた、スポーツ振興基本計画策定に取り組んでまいります。

また、学校週五日制の完全実施等による自由時間の増大や、市民の意識の変化などに対応するため、スポーツの機会を提供する公共及び民間と、利用する児童生徒、市民や競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会などの取り組みを積極的に展開するなど、生涯にわたりスポーツに親しむことができる、豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

施設整備につきましては、昨年度実施した体育施設改修基本計画調査に基づき、市民体育館外部建具改修工事などを行い、市民が安全で快適に利用できるよう計画的に整備してまいります。

第 6 に、参加・交流・創造による小さな世界都市の創造について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

本市におきましては、姉妹都市交流を初め、各団体や個人による国際交流が活発に行われており、国際化は着実に進展しております。

昨年は、5 年ごとに行われる寒河江西村山日中友好協会による中国訪問が実施され、国際交流、友好親善を深めてまいりました。

本年度は、緑化フェアの開会式に、姉妹都市の安東市の市長、議長、及びギレスン市長を招待し、花と緑の大切さ、すばらしさをともに体感し、友好・交流を深めたいと考えております。

国際化に対応した人材育成といたしまして、外国語指導助手の配置を継続し、より多くの子供たちに外国人と触れ合う機会を提供するとともに、国際交流事業補助金による語学講習会への助成を行うなど、相互理解の醸成と国際性の涵養に努めてまいります。

本市におきましても、国際結婚による外国人女性を中心に、在外国人の数は年々増加しております。

本年度は、中国語、韓国語、英語、ポルトガル語の4カ国語による暮らしのガイドブックの改訂を行うほか、身近な生活の支援のため、情報交換会を開催し、外国人を優しく迎え入れるまちづくりを進めてまいります。

昨年は、ボランティア国際年に当たり、寒河江市ボランティアフェスティバルを多くのボランティアと市民の参加のもとに開催することができました。このフェスティバルを継続的に開催するとともに、ハートフルボランティア情報を定期的に刊行し、ボランティア活動に対する意識の醸成に努めてまいります。

また、本年度も時代に即応したボランティアの育成を図るため、ボランティア養成講座や交流会を開催し、ボランティアセンターを拠点として、だれでも気軽に参加・活動できる環境づくりに努めてまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

今日、地方を取り巻く財政状況は、かつてない厳しい状況となっております。このような状況の中で、財政の健全化を維持するため、昨年新たに行政改革大綱実施計画を策定したところであり、これまで以上に経費全般の節減合理化と効率的な行政運営を図り、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、市民の御期待に添えるよう努めてまいります。

地方分権の推進であります。市町村合併は全国的な課題となっており、合併協議会や合併に関する研究組織等を構成する市町村数は、全国で2,000市町村を超える状況になっております。

西村山広域行政事務組合において、昨年12月に調査研究委員会を発足しており、本市におきましても、合併に強い関心を払っているところであります。市町村合併は、市民の総意のもとに進めなければならないものであり、合併に関するシンポジウムなどを開催するとともに、いろいろな機会をとらえて、市民に情報を提供し、自発的な研究なども支援していきたいと考えております。

また、一昨年4月に、地方分権一括法が施行され、県から市町村への事務移譲も含め、生活に密接にかかわる事務がより多く市町村独自で行われるようになりました。本市では、地方分権を最大限に活かして、市民の行政に対するニーズにこたえていきたいと考えております。

昨年、市街地の小沼、越井坂地区における大字を用いた住所の表示解消を行い、地域住民の要望にこたえてまいりましたが、本年度は、新山地区及び船橋地区において、大字を用いた住所の表示解消を行っていききたいと考えております。

本市における情報化施策の推進につきましては、情報化検討委員会を組織し、地域及び行政の情報化について検討しているところであり、情報の共有化や電子市役所の構築などを視野に入れ、住民サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

平成15年度には、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働により、全国どこの市町村でも住民票の写しをとれるようになります。

本市におきましては、付加価値のついた住民基本台帳カードを発行し、より住民サービスの向上を図れるよう努めてまいります。

広報広聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策等について広く市民に周知を図るため、「市報さがえ」を中心に、より一層の充実に努めてまいります。

広聴活動の一環として、市庁舎を初め9カ所の市の施設に設置しております市政ポストには、市民からの建設的な意見等が寄せられておりますが、意見等に対しては今後とも迅速にお答えするなど、市民との対話を重視した市政運営に努めてまいります。

また、近年の情報通信技術の普及に伴い、インターネットによる情報提供が重要になってきております。

本年度は、緑化フェアが開催され、寒河江が全国的に注目される年でありますので、市のホームページをより見やすいものとなるよう充実するとともに、緑化フェア関連のホームページを開設し、寒河江を大いにアピールしてまいります。

以上、平成 14 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の概要について申し上げましたが、本年度が 21 世紀の寒河江市の発展に向け大いに羽ばたく年であることを意識して、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 50 分といたします。

休 憩 午前 10 時 36 分

再 開 午前 10 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 50、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、議第 2 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、地域総合整備資金貸付金及び各特別会計繰出金の減額を初め公債費負担を抑制するための高利率債の繰り上げ償還費などを追加計上するものであります。

その結果、3 億 3,899 万 4,000 円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 151 億 9,236 万 9,000 円となるものであります。

第 3 款民生費については、地域福祉基金積立金として 1,000 万円を計上するほか、特別養護老人ホーム措置費 1,224 万円、介護保険特別会計繰出金 489 万 9,000 円、乳幼児医療給付費 1,250 万円、児童手当 1,976 万 5,000 円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第 4 款衛生費については、健康診査委託料に 1,093 万 4,000 円を追加計上し、寒河江地区クリーンセンター分担金 3,598 万円を減額するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、県営土地改良事業費の確定に伴い県営事業負担金を 2,921 万 1,000 円、雪害復旧対策支援事業費補助金 597 万 7,000 円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第 7 款商工費については、地域総合整備資金貸付金を 5 億円、電線類地中化工事負担金を 615 万 9,000 円、それぞれ減額するものであります。

第 8 款土木費については、急傾斜地崩壊対策地元負担金に 1,925 万 9,000 円を追加計上するとともに、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金 4,737 万 3,000 円、公共下水道事業特別会計繰出金 1,890 万円、柴橋日田線整備事業負担金 716 万円をそれぞれ減額するのが主なものであります。

第 9 款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金を 167 万円減額するのが主なものであります。

第 10 款教育費については、少人数学級編成に向けた経費として、小中学校費に 205 万 5,000 円、介護予防拠点施設整備事業として 1,000 万 8,000 円をそれぞれ計上するのが主なものであります。

第 12 款公債費については、高利率債の繰り上げ償還費として 3 億 4,080 万円を追加計上するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、基金繰入金を 7,000 万円、市債を 4 億 9,410 万円それぞれ減額し、市税 1 億 2,450 万円、地方交付税 3,037 万 6,000 円、繰越金 5,907 万 7,000 円などを追加し、対応することにいたしました。

第 2 表債務負担行為については、特別養護老人ホーム増床建設資金償還補助金の交付を平成 14 年度からにするため、期間変更を行うものであります。

第 3 表地方債については、6 事業債の限度額を変更するものであります。

第 4 表繰越明許費については、介護予防拠点施設整備関連 2 事業のほか 6 事業の年度内完成等が不可能なために、翌年度に繰り越すものであります。

次に、議第 3 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託料の減額及び県道路整備負担金の追加等による歳入歳出予算の調整などを行うものであります。

その結果、400万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ45億5,723万9,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事業務委託料と、公共施設充当地取得費の調整を行い、さらに市債利子400万円を減額するものであります。

歳入予算については、県道路整備負担金4,337万3,000円を追加計上し、一般会計繰入金4,737万3,000円を減額するものであります。

第2表繰越明許費については、建物移転等の年度内完了が困難な状況となったために、所要額を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、議第4号平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の第2次補正予算を受けた管渠建設費の追加を初め、下水道高資本費対策借換債の許可額の減に伴う公債費の減額を行うほか、歳入歳出予算を精査調整するものであります。

その結果、1億9,040万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億5,067万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、国の第2次補正予算を受けた事業費の増と、市単独事業費の減を調整し、公共下水道管渠建設費に1,680万円を追加計上するほか、下水道高資本費対策借換債の許可額の減などに伴い、公債費を2億570万円減額するのが主なものであります。

歳入予算については、下水道使用料を2,000万円、一般会計繰入金を1,890万円、市債を1億5,150万円それぞれ減額するものであります。

第2表の地方債補正については、公共下水道事業と下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

第3表の繰越明許費については、国の第2次補正予算を受けて追加計上した4,000万円の管渠建設費について、年度内に完了することが不可能な状況にあるため、所要額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議第5号平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を111万5,000円減額するとともに、保険給付費を3,471万8,000円減額し、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険給付費準備基金積立金に521万5,000円を追加計上するものであります。

これに対する歳入予算については、国庫支出金を917万3,000円、支払基金交付金を1,145万7,000円、県支出金を434万円、繰入金を564万8,000円、それぞれ減額して対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ3,061万8,000円の減額となり、17億7,286万9,000円となるものであります。

次に、議第6号平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催回数の減に伴い、委員等報酬を253万円、役務費など事務費を35万7,000円、それぞれ減額するのが主なものであります。

これに対する歳入予算については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金を204万7,000円、本市介護保険特別会計からの繰入金を111万5,000円それぞれ減額するとともに、繰越金を27万5,000円追加計上し、対応するものであります。

その結果、予算総額は、歳入歳出それぞれ288万7,000円の減額となり、2,791万3,000円となるものであります。

次に、議第7号平成14年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

最近の我が国の経済状況につきましては、生産活動の低迷が長期化し、個人消費も弱含みで推移しており、さらに雇用情勢も不透明感を増すなど、景気は一段と厳しい状況にあります。

このため、政府は、構造改革への取り組みを抜本的に強化し、平成13年度第1次・2次補正予算を編成したところであり、今後はこれらの政策を初め、デフレ問題への取り組みなど政策展開の着実な効果や、加えて米国経済の改善が見込まれることなどから、我が国経済は引き続き厳しいながらも、年度後半には民需中心の回復に向けて緩やかに動き出すことが期待されております。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する一方で、公債費の累増等により、平成13年度に引き続き大幅な財源不足が生じることが予想されております。

このため、地方財政計画の歳出についても、国の歳出予算と同様に、給与関係経費の抑制や地方単独事業費の削減を通じて、財源不足額の圧縮と、借入金の抑制を図ることを基本として、地方財政対策を講じることとなったものであります。

その概要につきましては、従来財源不足額のうち、建設地方債の増発等を除いた残余については、国と地方が折半して対応することになっておりましたが、国、地方が折半して補てんすべき財源不足額が前年度に比して大幅に増加したことから、国・地方負担分とも、その4分の1は交付税特別会計借入金により補てんすることとなったものであります。

平成14年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また今後における中長期的な財政運営を視野に入れた上で、財政の健全性を確保しつつ、限られた財源の重点配分と、経費支出の徹底した節減合理化、市債や財政調整基金の有効利用を図りながら、事業の推進に努めることといたしております。

また、本年度は第4次振興計画の自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、第19回全国都市緑化やまがたフェアの開催や、醍醐小学校建設など、重要プロジェクトを初め、農業生産基盤の整備、商業環境の整備、情報通信技術関連への対応、市民生活に密着した社会資本の整備及び少子高齢化に向けた諸施策の充実に積極的に取り組むことといたしました。

その結果、平成14年度一般会計当初予算規模は147億4,000万円となり、平成13年度当初予算額と比較して0.7%の減となりましたが、この減額となった主な要因は、地域総合整備資金貸付金の減額などによるものであり、これを除いて比較いたしますと、4.1%の伸びになるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成13年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第1款市税については、固定資産税において建物等の伸びにより2.5%の伸びが見込まれるものの、個人市民税において所得割課税の減額が予想されることから、1.4%伸びの49億3,137万5,000円を計上いたしました。

第3款利子割交付金については、これまで高利率の郵便定額貯金の集中満期により多額の利子所得が見込まれておりましたが、平成14年度には利子所得が大きく落ち込むことから、58.3%減の5,000万円を計上いたしました。

第4款地方消費税交付金については、消費の落ち込みを勘案し、2.4%減の4億1,000万円を計上いたしました。

第6款地方特例交付金については、今年度の実績を勘案し、3.2%伸びの1億6,000万円を計上いたしました。

第7款地方交付税については、平成13年度に引き続き、経常経費及び投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置が講じられることなどから、地方財政計画上では総額で前年度比4.0%の減と非常に厳しい状況となっておりますが、本市においては、基準財政収入額の減額が見込まれることから、3.0%減の42億5,000万円を計上いたしました。

第 11 款国庫支出金については、公立学校施設整備費補助金の新規計上などにより、14.2%伸びの 8 億 5,573 万 8,000 円を計上いたしました。

第 12 款県支出金については、施設型周年農業確立推進事業費補助金の減額などにより 1.2%減の 5 億 1,754 万 2,000 円を計上いたしました。

第 13 款財産収入については、市有地売払収入を計上したことから、55.1%伸びの 1 億 1,831 万 2,000 円を計上いたしました。

第 15 款繰入金については、43.1%伸びの 4 億 7,928 万 5,000 円の計上となりましたが、その主なものは財政調整基金より 4 億 4,000 万円、減債基金より 3,000 万円などであります。

第 18 款市債については、将来にわたる公債費負担を考慮し、投資的事業の重点化などにより、発行額を極力抑制する方針で計上いたしました。

その主な内容につきましては、土木債を初めとした投資的事業にかかる分として 11 億 4,210 万円、市民税減税補てん債として 6,000 万円、さらに地方交付税減額の振りかえ財源となる臨時財政対策債として 5 億円です。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事務事業の洗い出しの中で事業費を圧縮するとともに、退職人員の不補充や特別職の給与、報酬改定の見送りなど、経常経費を厳しく抑制しております。

その一方で、全国都市緑化やまがたフェアの開催に万全の体制で臨むほか、投資的事業につきましても、醍醐小学校建設など第 4 次振興計画に掲げられた主要プロジェクトの推進や、都市基盤・市民生活関連事業の整備を初め、IT 関連、少子化・高齢化対策、緊急雇用対策などのソフト事業にも積極的に取り組むことといたしました。

性質別に申し上げますと、人件費については退職人員の不補充や特別職の給与及び報酬改定の見送りなどにより、ほぼ平成 13 年度と同額の 32 億 5,720 万 7,000 円を計上いたしました。

物件費については、小中学校情報教育支援事業を初めとして緊急雇用対策経費や、全保育所での延長保育の実施に伴う臨時保育士賃金などが増額となったことから、4.7%伸びの 1 億 1,189 万 2,000 円を計上いたしました。

扶助費については、児童扶養手当支給事務の移譲等により 1.6%伸びの 9 億 3,343 万 2,000 円を計上いたしました。

補助費等については 18.2%伸びの 21 億 2,967 万 1,000 円の計上となりましたが、これは全国都市緑化やまがたフェア開催負担金等の増額によるものであります。

投資的事業につきましては、実施計画に基づき事業の適切な選択を行いつつ、農業生産基盤や商業環境の整備、さらには最上川緑地公園整備、醍醐小学校建設などの大規模事業にも取り組むことといたしました。

主な事業といたしましては、衛生費では合併処理浄化槽の設置補助事業に 642 万 6,000 円を計上いたしました。

農林水産業費では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に 2,525 万円、園芸農業拡大推進事業に 3,581 万 3,000 円、さくらんぼ生産振興事業に 1,829 万 6,000 円を計上いたしました。

商工費では、本町駐車場整備事業に 5,170 万 5,000 円を計上いたしました。土木費では、道路改良事業に 2 億 2,800 万円、最上川緑地公園整備に 1 億 5,000 万円、街路整備事業に 1 億円、街なみ環境整備事業に 6,150 万円、木の下土地画整理事業に 2,550 万円、さらに市民生活環境整備事業として側溝、舗装、排水路、用悪水路整備事業に 1 億 3,950 万円を計上いたしました。

教育費では、醍醐小学校建設事業に 8 億 2,600 万円、市民体育館整備事業に 5,000 万円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は 20 億 7,215 万 5,000 円で、15.0%の伸びとなるものであります。

公債費については、0.3%減の19億3,888万5,000円を計上いたしました。貸付金については62.4%減の4億2,075万8,000円の計上となりましたが、これは地域総合整備資金貸付金の減額によるものであります。

繰出金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に3億4,764万9,000円、公共下水道事業特別会計に9億1,764万8,000円、国民健康保険特別会計に1億3,440万5,000円、老人保健特別会計に2億1,088万5,000円、介護保険特別会計に3億1,282万7,000円を計上したのが主なものであります。

また、これまで各町会関係経費等を第2款総務費に、交通安全対策、防犯に要する経費を第13款諸支出金にそれぞれ計上しておりましたが、平成14年度予算から第13款の諸支出金を廃止し、第2款に市民生活対策費を設けて統合することにより、事務事業の目的に沿った予算編成を行ったところであります。

第2表は、グループホーム建設資金の償還補助金を初め、5件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など17億210万円の地方債の限度額などを定めたものであります。

また、短期融資を受ける一時借入金の限度額を17億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能な事項についてもあらかじめ議決を得ておこうとするものであります。

次に、議第8号平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として、品格と個性ある、潤いと活力に満ちた中心市街地の形成のために各種事業を推進しております。

平成14年度につきましては、本町駅前線、駅前広場駐輪場等の整備を行い、建物移転等を計画的に進め、事業の推進を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成14年度歳入歳出予算総額はそれぞれ12億8,600万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、市街地整備費については、本町駅前線、駅前駐輪場、みこし蔵など、整備工事請負費に3億7,209万2,000円、公共施設充当地取得費及び建物等地区内移転補償費に6億5,295万円、営業補償調査及び建物等移転補償費再積算等業務委託料などに2,300万円のほか、事務費など7,810万7,000円を計上いたしました。公債費については、市債の元金償還金及び利子等について1億5,935万1,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、国庫支出金3億6,275万円、県支出金として公共施設管理者負担金3,600万円、一般会計繰入金3億4,764万9,000円、県道路整備負担金等1億1,200万円、市債が4億2,760万円を計上いたしました。

次に、議第9号寒河江市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

下水道は、安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、また良好な水環境の保全、さらには地域の安定、活性化を図るためにも、早急かつ計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画にもとづき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指しつつ、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ28億6,100万円となるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び、平成13年度から継続中の変更認可に要する設計業務委託料など1億3,355万2,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には、補助事業として5億7,376万円、単独事業は4億4,860万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には、補助事業として2億6,784万円、単独事業は4,972万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料等に1億8,640万4,000円を計上し、浄化センター建設



費には補助事業として 4,560 万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に 11 億 4,038 万 7,000 円を計上し、また予備費には 300 万円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に 6,860 万円、使用料及び手数料に 4 億 499 万 1,000 円、国庫支出金に 5 億 1,535 万円、一般会計繰入金に 9 億 1,764 万 8,000 円、また市債については、公共下水道事業債等に 9 億 3,240 万円を計上いたしました。

第 2 表は、排水設備等設置改造資金利子補給及び水処理設備劣化による更新工事業務委託の債務負担行為を設定するものであります。

第 3 表は、地方債の限度額などを定めたものであります。また、一時借入金の限度額については、8 億円と定めるものであります。

次に、議第 10 号平成 14 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 14 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出とも 871 万 9,000 円であり、前年度当初予算に対して 12 万 4,000 円の減となっております。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算は、水道施設の維持管理等に要する一般管理費に 231 万 4,000 円、公債費に 635 万 5,000 円などを計上したものであります。

歳入予算は、水道使用料 508 万 2,000 円、一般会計繰入金 363 万 5,000 円などであります。

次に、議第 11 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。

国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度に再構築するために、医療制度改革を実施していることとなっており、平成 14 年度は、診療報酬等の改定や老人保健制度の対象年齢引き上げなどの改正が予定されております。

本市における被保険者数は、景気の低迷の影響による社会保険離脱等により、若年層の減少が鈍化し、退職及び老人保健対象の被保険者が増加しており、全体としては若干の増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、保険税の減収や、老人保健拠出金等の増加により、その財源として利用してきた給付基金の保有額が条例で定める額を大きく下回り、大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国民健康保険税については、保険給付費等の費用に見合う必要総額を確保するため、税率改正を見込み、予算計上いたしております。

今後とも、国民健康保険の安定的な運営を図っていくため、保健事業の推進、国民健康保険税の収納率の向上、医療費適正化対策及び広報活動を強化し、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成 14 年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 28 億 1,500 万円で、前年度当初予算と比較して 9,500 万円の増額となります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

歳出予算の主なものは、保険給付費 17 億 6,841 万 3,000 円、老人保健拠出金 7 億 4,790 万円、介護納付金 1 億 4,780 万円、高額医療費共同事業拠出金 2,770 万 7,000 円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が 11 億 2,195 万円、介護納付金分が 7,455 万円、国庫支出金 9 億 3,762 万 8,000 円、療養給付費交付金 4 億 6,510 万 2,000 円、高額医療費共同事業交付金 4,700 万円、繰入金は一般会計繰入金 1 億 3,440 万 5,000 円、給付基金からの繰入金を 1,713 万 9,000 円見込んでおります。

次に、議第 12 号平成 14 年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

70 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の重度障害者の医療給付を目的とした特別会計の予算は、平成 14 年度医

療制度改正を見込み、歳出予算として、総務管理費に 1,018 万 6,000 円、医療諸費に 40 億 5,630 万 2,000 円などを計上いたしました。

また、歳入予算としては、支払基金交付金 28 億 4,516 万 4,000 円、国庫支出金 8 億 815 万 6,000 円、県支出金 2 億 178 万 9,000 円、一般会計繰入金 2 億 1,088 万 5,000 円などを計上し、その結果、歳入歳出予算総額はそれぞれ 40 億 6,700 万円となるものであります。

次に、議第 13 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は、スタートして 2 年が経過し、市民の中に着実に普及定着しており、福祉サービスの充実向上に大きな役割を担っております。

平成 14 年度の介護保険特別会計予算は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ 20 億 200 万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に 5,880 万 9,000 円、要介護等認定費に 2,656 万 6,000 円、介護サービス等諸費に 18 億 6,726 万 6,000 円、支援サービス等諸費に 2,490 万円を計上いたしました。

介護サービス等諸費及び支援サービス等諸費については、保険給付の円滑化を図るため、給付内容で細分化していた項目を一本化するものであります。

これに対する歳入予算は、介護保険料に 3 億 255 万 9,000 円、国庫支出金に 4 億 9,143 万 2,000 円、支払基金交付金に 6 億 2,785 万 7,000 円、県負担金に 2 億 3,782 万 5,000 円、一般会計繰入金に 3 億 1,282 万 7,000 円、基金繰入金に 2,930 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、議第 14 号平成 14 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための機関であり、介護保険制度を円滑に運営する上で極めて重要な役割を担うものであります。

審査判定業務の公平性の確保と効率化を目的に、本市及び西村山地域 4 町共同で設置した寒河江市西村山郡介護認定審査会の円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、

平成 14 年度は、延べ 205 回の審査判定会議を見込んだ結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,850 万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬に 1,764 万 4,000 円、介護保険専門員報酬に 388 万 9,000 円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,838 万 9,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 1,010 万 9,000 円を計上いたしました。

次に、議第 15 号平成 14 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成 14 年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 118 万 3,000 円とするものであり、前年度当初予算に比して 136 万 4,000 円の減額となっております。

歳出予算には、各財産区とも、管理運営のための経費を計上したものであります。

歳入予算につきまして、各財産区について申し上げます。

高松財産区が 45 万円で、財産運用収入 5 万 7,000 円、繰越金 17 万 8,000 円、生活環境保全林事業負担金 21 万円などであり、

また、醍醐財産区は 26 万 3,000 円、三泉財産区は 47 万円であり、主なものは繰越金、寄附金であります。

次に、議第 16 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核をなす病院として、多様化する医療ニーズにこたえ、また良質か

つ高度な医療を提供するため、医療情報処理システムや、最新式医療機器の導入を図るなど、諸施策を実施してまいりました。

今後におきましても、施設・機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の拡充を図り、医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成 14 年度の市立病院事業会計予算は、超音波内視鏡システムなどの最新医療機器の導入とともに、医師の増員等による診療体制の充実を図り、医療サービスの向上と年々高度化する医療ニーズに的確にこたえてまいります。

また、経営面でも財政基盤の強化による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量につきましては、病床数 160 床で、年間患者数を入院患者 4 万 7,085 人、外来患者 10 万 4,125 人と見込み、建設改良事業では、医療機器及び備品購入事業に 3,000 万円を計上いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が 27 億 4,583 万 7,000 円で、このうち医業収益は 25 億 1,383 万 6,000 円、医業外収益は 2 億 3,200 万 1,000 円を計上いたしました。

支出総額は 27 億 4,583 万 7,000 円で、このうち医業費用は 26 億 7,642 万 5,000 円、医業外費用は 6,821 万 2,000 円、特別損失 20 万円、予備費 100 万円であります。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入総額が 2,962 万 6,000 円で、このうち企業債は 2,700 万円、他会計負担金 262 万 5,000 円、固定資産売却代金 1,000 円であります。

支出総額は 1 億 5,743 万 2,000 円で、このうち建設改良費は 3,000 万円、企業債償還金 1 億 2,743 万 2,000 円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,780 万 6,000 円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第 5 条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第 6 条は一時借入金の限度額を 2 億円と定めるものであります。

第 7 条は予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第 8 条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第 9 条は一般会計からの負担金額を 2 億 2,000 万円に定めるものであり、第 10 条は棚卸し資産の購入限度額を 8 億 6,000 万円に定めるものであります。

次に、議第 17 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民が健康で文化的な日常生活を営む上で欠くことのできないライフライン施設であるとともに、産業・経済活動を支える重要な基盤施設であることから、常時、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められております。

平成 14 年度の水道事業会計予算は、このような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の一層の促進及び効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

特に、将来を見通した安定供給を図るため、配水池の築造や、電気計装設備の更新及び配水管網の整備拡充等の第 4 次拡張事業に本格着手するとともに、下水道工事等に併行する配水管布設がえ工事等についても、積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務予定量は、第 4 次拡張事業計画の中でお示ししましたように、給水戸数 1 万 1,999 戸、年間総配水量 695 万 6,000 立方メートル、1 日平均配水量 1 万 9,057 立方メートルと定めるものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出については、収入総額 13 億 3,662 万 7,000 円、支出総額 10 億 8,008 万 5,000

円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出については、収入総額5億8,349万3,000円、支出総額13億6,615万6,000円とするものであり、支出の主なものとして、木の沢配水池築造、中央監視システム等の電気計装設備の更新、配水管布設及び布設がえ工事等の建設改良費12億2,485万9,000円、企業債償還金1億4,029万7,000円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し7億8,266万3,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第5条は、木の沢配水池築造を平成15年度までの2カ年間の継続事業とするため、事業費の割り振りを定めるものであります。

第6条は、配水池築造及び配水管布設工事のために企業債を起こすもので、その限度額などを定めるものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第8条、第9条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第10条は、量水器などの棚卸し資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第18号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

商法の一部改正により額面株式制度が廃止されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市チェリーランドに関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

二ノ堰親水公園の管理受託者である寒河江土地改良区が平成14年2月1日に寒河江川土地改良区に新設合併されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市職員の再任用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、同法の引用箇所について所要の改正をしようとするものであります。

議第21号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されたことに伴い、公益法人等への職員の派遣等について本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員に準じて、介護休暇の期間を3カ月から6カ月に延長するとともに、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校の設置者が、学校医等の公務災害補償を実施することとなったため、本条例を制定しようとするものであります。

議第25号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

保育所嘱託医の報酬額に保育所入所定員ごとの区分を設け、報酬額の改定をしようとするものであります。

次に、議第26号保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

保健婦助産婦看護婦法の一部改正により、保健婦が保健師に、助産婦が助産師に、看護婦が看護師に名称が

改められたことに伴い、関係する条例を改正をしようとするものであります。

次に、議第 27 号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

東部地区公民館南部分館の名称変更、及び南部地区公民館泉町分館の設置などに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 28 号寒河江市ねたきり老人等介護者激励金支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県ねたきり老人等介護者激励金支給事業が、平成 13 年度をもって廃止されることに伴い、激励金の支給区分を設け、額の改定をしようとするものであります。

次に、議第 29 号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

下水道法施行令の一部改正に伴い、特定事業場からの汚水の排除の制限等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 30 号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の対象となる子の年齢が 1 歳未満から 3 歳未満に引き上げられたことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 31 号寒河江市と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務の委託に関する規約の一部変更について御説明申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校医等の公務災害の認定業務を、山形県消防補償等組合に委託しようとするものであります。

次に、議第 32 号山形県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について御説明申し上げます。

飯豊山ろく育成牧場管理組合及び最上中部牧場管理組合が、山形県市町村職員退職手当組合から脱退するため、山形県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する必要があると、地方自治法第 290 条の規定により提案するものであります。

次に、議第 33 号左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事委託に関する基本協定の一部変更について御説明申し上げます。

左沢線寒河江駅構内自由通路新設工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第 34 号寒河江市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部変更について御説明申し上げます。

寒河江市公共下水道浄化センター水処理施設増設工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第 35 号土地の取得について御説明申し上げます。

寒河江市立醍醐小学校の移転改築用地として、寒河江市土地開発公社に委託し、業務を進めてまいりましたが、地権者並びに関係者の御協力により、公社において必要面積を確保することができましたので、その土地を取得しようとするものであります。

次に、議第 36 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

白岩住宅団地造成事業の円滑化を図るため、大字白岩字金谷地内に存在する大字留場字金谷の飛び地を解消しようとするものであります。

以上、35 議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 51、これより質疑に入ります。

議第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 14 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 15 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 16 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 17 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 18 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 19 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 20 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 21 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 22 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 23 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 24 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 25 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 26 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 27 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 28 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 29 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 30 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 31 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 32 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 33 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 34 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、地方自治法第 117 条の規定により、次の議員の退席を求めます。

寒河江土地開発公社役員、9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員、以上の方の退席を願います。

〔伊藤忠男議員、高橋秀治議員、新宮征一議員、佐藤穎男議員、川越孝男議員退席〕

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第 35 号に対する質疑はありませんか。

内藤議員。

内藤 明議員 ちょっとわからないのでお聞きしますが、この取得する土地の地目の中に、用悪水路というのがありますけれども、原野、畑、田というのわかりますが、この用悪水路というのは、地目はあるんです

か。

佐藤 清議長 管理課長。

芳賀友幸管理課長 公簿上の地目でございます。

佐藤 清議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、寒河江土地開発公社役員 9 番伊藤忠男議員、10 番高橋秀治議員、13 番新宮征一議員、14 番佐藤穎男議員、17 番川越孝男議員の復席を求めます。

(伊藤忠男議員、高橋秀治議員、新宮征一議員、佐藤穎男議員、川越孝男議員復席)

議第 36 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。



## 予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 52、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 2 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件について、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 53、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第 18 号、議第 20 号、議第 21 号、議第 22 号、議第 23 号、議第 25 号、議第 26 号、議第 31 号、議第 32 号、議第 36 号
文教経済委員会	議第 19 号、議第 24 号、議第 27 号、議第 35 号、請願第 3 号、請願第 4 号、請願第 5 号
厚生委員会	議第 5 号、議第 6 号、議第 28 号、請願第 1 号、請願第 2 号、請願第 6 号
建設委員会	議第 3 号、議第 4 号、議第 29 号、議第 30 号、議第 33 号、議第 34 号
予算特別委員会	議第 2 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 10 号、議第 11 号、議第 12 号、議第 13 号、議第 14 号、議第 15 号、議第 16 号、議第 17 号

散 会 午後 1 時 0 3 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。